

「より厳格な本人確認」に向けた課題と環境変化

2021年4月7日

要旨

1. コロナ禍の影響もあって非対面取引が増える中で「なりすまし犯罪」のリスクが増大しており、銀行等は「より厳格な本人確認」に注目している。
2. 本人確認に用いる書類は、わが国においては多種類存在し、そのそれぞれがさまざまな問題を抱えている。海外には、全居住者に1種類の本人確認カードの取得・常時携帯を義務付ける例もあり、そうした地域では、本人確認に伴う負担が軽い。また、非対面取引の増加と同時に、非対面取引での本人確認に関する制度の追加等も注目されている。
3. 本人確認の実効性と効率性を改善する目的のさまざまな取組みが、特にマイナンバーカードに関して最近多くみられる。今後もそれらの展開を見極めることが重要と考える。

目次

1. 非対面取引の増加と「なりすまし犯罪」のリスクの増大
 - Box 1. ディープフェイク
2. 本人確認書類
 - (1) わが国の本人確認書類の種類の高さと問題点
 - Box 2. マイナンバーカードをはじめとするさまざまな本人確認書類の姿
 - Box 3. 旧姓併記
 - (2) 海外事情はさまざま
 - Box 4. 香港の例
3. 非対面取引での本人確認
 - (1) 2018年11月に追加された3つの方法（いわゆる「ホ」「へ」「ト」）
 - (2) それより以前から存在する方法（「ワ」）
 - (3) 「IC読取方式」（「へ」「ワ」）は「撮影方式」（「ホ」）との比較においてセキュリティ面等で優れる
4. マイナンバーカードをめぐる最近の動き
 - (1) 読み仮名・アルファベットの記載（確認できる情報の増加の可能性）
 - (2) マイナンバーカード機能のスマホ搭載（使い勝手向上の可能性）
 - (3) 転居後の住所や改姓後の苗字の情報の提供（「継続的顧客管理」への貢献の可能性）
 - （参考1） 犯収法律施行規則7条「本人確認書類」
 - （参考2） わが国における代表的な本人確認書類の特徴・問題点
 - （参考3） わが国のeKYCの方式のうち主なもの（「ホ」「へ」「ト」「ワ」）の概要



金融アドバイザー一部
ディレクター

水口 毅

日本銀行で総務局（現企画局）、ロンドン事務所、総裁秘書、業務局、那覇支店長、金融広報中央委員会事務局次長、広島支店長等を歴任した後に退職。米系大手保険会社の役員を経て、2016年から有限責任 あずさ監査法人金融アドバイザー一部ディレクター。

現在はレグテック等を担当。

日銀在職中は、日銀ネットの規程策定・運行管理、[1992年ロンドンIRA爆破テロ](#)（The New York Timesウェブサイト）被災時の三和銀行・大和銀行業務継続支援、「[国庫金事務の電子化](#)」（日本銀行ウェブサイト）プロジェクトの統括、中央銀行業務のBCP企画（首都直下・南海トラフ地震・鳥インフルパンデミック想定）、[2009年新型インフルエンザ](#)（国立感染症研究所感染症情報センターウェブサイト）の現場対応（那覇支店）等の経験をもつ。

1. 非対面取引の増加と「なりすまし犯罪」のリスクの増大

国内外で非対面取引が増えている。背景には、①デジタル技術・サービスの進展、②スマホの普及、③インターネット接続環境の一般化に加え、④コロナ禍の影響がある。

その中で、非対面取引における本人確認の難しさに付け込む「なりすまし犯罪」のリスクも増大している。そして、銀行等は「より厳格な本人確認」に注目している。

Box 1. ディープフェイク

ディープフェイクは、AI（人工知能）を利用した人物映像等の偽造（またはその技術）を指す。「ディープ」は「深層学習（deep learning）」のdeepである。既存の画像・映像等と元となる映像等を結合し、実際に起きていない人の行動が起きているように見える「偽の映像等」を生み出すことが出来る。

ディープフェイクは2017年に有名な女優のものに見えるポルノビデオ作成で広く知られるようになった。また、有名な政治家が演説や行動をしているように見える偽の映像を流すことにも使われ始めている。

中国では、国営メディアの新華社がディープフェイクの技術を用いて、実在のアナウンサーから合成した世界初のAIニュースキャスター（「新小萌」）を開発し、2019年3月に政府の重要な会議の報道で使用した（これは、技術の進展状況を示す目的で使われた例であり、悪用ではない）。

国内では、2020年10月に、ディープフェイクを利用したわいせつ映像を有料で公開したとして検挙される事例が発生している。

また、日本の銀行を悩ませている「オレオレ詐欺」に「偽の声」を使う技術も海外で見られ始めている。すなわち、報道によると、2019年3月、犯罪者がAIで特定の企業のCEOの声を偽造し、その声による指示電話で当該企業の部下を騙して自らの口座に約2,600万円（22万ユーロ）の資金を振り込ませた。

以上から明らかなように、ディープフェイクは犯罪に使う技術であるほか、報道等が描写しているものの信頼性を揺るがしていく危険性があるものとして警戒されている。このほか、悪用目的でないことは明らかではあるものの、ヤマハが開発した歌声合成技術が生んだ「AIひばり」のNHKでの放映は、死者の尊厳にかかわる問題もあるとして議論を招いた。

コンピューターウイルス対策等を提供する多くの企業は「ディープフェイク詐欺対策」の構築に乗り出しているが、攻撃と防御は「いたちごっこ」に似た様相を呈している。

本稿3. (1)に後述するとおり、犯収法施行規則6条1項1号「ホ」は、「(1)本人確認書類の画像の送信+(2)本人の容貌の画像の送信」をeKYC（オンラインで完結する本人確認）の方法のひとつとして容認している。ここで、犯罪者が、(1)本人確認書類を偽造するなどの方法でその画像を送信可能な状態を作り、さらに(2)その本人になりすます「偽の映像」を作って銀行等の非対面本人アプリに対応した場合に、将来的にはそれを見破ることが難しくなることも考えられる。

- ―― eKYC技術を提供する多くのstartup企業は、既に多数のなりすまし対策を考えており（例えば、スマホによる自撮り画像撮影の瞬間に被写体に可変的なフラッシュを与える工夫するなど）、本稿執筆時点でeKYCにおける「ディープフェイクによるなりすまし」の被害は確認・報道されていない。

2. 本人確認書類

(1) わが国の本人確認書類の種類の高さと問題点

わが国で本人確認に用いられる書類には、次の特色がある。

―― 犯収法施行規則7条「本人確認書類」について、本稿最後の（参考1）参照。

① その種類が多いこと。

本人確認書類の提示を求められた場合、(i)運転免許証か(ii)パスポート（旅券）を出す人が多い。

(iii)マイナンバーカードや、(iv)運転経歴証明書、(v)在留カードは知名度が高いが、保有者以外は、それぞれの具体的な姿を知らないことが多い。

このほか、(vi)特別永住者証明書、(vii)乗員手帳（船員手帳）、(viii)身体障害者手帳、(ix)精神障害者保健福祉手帳、(x)療育手帳、(xi)戦傷病者手帳、(xii)国際運転免許証がある。

―― Box 2. 参照。

(i)～(xii)に掲げた本人確認資料のいずれも持たない人々も少なからず存在する。そのことに配慮してか、犯収法施行規則7条は、本人確認資料に、さらに次のようなものを掲げている。

(xiii)国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証、(xiv)健康保険日雇特例被保険者手帳、(xv)国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、(xvi)私立学校教職員共済制度の加入者証、(xvii)国民年金手帳、(xviii)児童扶養手当証書、(xix)特別児童扶養手当証書、(xx)母子健康手帳

本人の写真画像を非搭載であり、本人確認資料としてはレベルの低いものと位置付けられ、2通の提示が求められている。偽変造への抵抗力も低いものが多いと思われる。

Box 2. 「マイナンバーカード」をはじめとするさまざまな本人確認書類の姿

「マイナンバーカード」について総務省が「[マイナンバーカードの様式について](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html)」で示している見本画像は、次の通り。なお、「マイナンバーカード」というのは「通称」で、法令（例えば犯収法施行規則7条）では「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード」と表現されている。



出典：総務省ホームページ「マイナンバーカード」
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/03.html

―― これと名称がよく似る「マイナンバー通知カード」は、総務省が「[通知カードの様式について](https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/02.html)」で次の見本画像を示している。住民にマイナンバーを通知する目的で、2005年10月以降、住民票を有する全ての住民に簡易書留で郵送されたものだが、法改正により、2020年5月に廃止された。



出典：総務省ホームページ「通知カード」
https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/02.html

運転経歴証明書（表面）、在留カード（表面）、同（裏面）、特別永住者証明書（表面）の見本画像は次の通り。



出典：
警察庁ホームページ「運転経歴証明書について」
https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/career_certificate.html
出入国在留管理庁ホームページ「在留カードとは？」
<http://www.moj.go.jp/isa/applications/guide/whatairyu.html>
同「特別永住者証明書とは？」
<http://www.moj.go.jp/isa/applic>

- ―― 運転経歴証明書は、運転免許証を自主返納した高齢者が持つケースが多い。運転免許証と似ている。但し、運転経歴証明書はICチップを内蔵していない、その関係で厚さが薄い、などの運転免許証との違いがある。
- ―― 在留カードは、日本に中長期間在留することを認められた外国人に対して交付される。
- ―― 特別永住者証明書は、法律「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（1991年施行）により定められた在留の資格。在日の韓国人、台湾人等特定の国籍を有する「平和条約国籍離脱者」または「平和条約国籍離脱者の子孫」に交付されている。所管が在留カードと同じ法務省出入国在留管理庁（以前は「出入国管理庁」と呼ばれていた）であり、書式も似ている。
- ―― それぞれの見本画像の出所は、警察庁「運転経歴証明書について」、出入国在留管理庁「在留カードとは？」、同「特別永住者証明書とは？」。

このほか、本文に掲げた特別永住者証明書、(vii)乗員手帳（船員手帳）、(viii)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳は、カード形式ではなく冊子形式で、それぞれの仕様も互いに異なっている。

② Box 2. から分かるとおり、種類のそれぞれは、各省庁が「縦割り」の行政目的のために作ってきた歴史的経緯を主因に、互いに仕様が異なることが多い。

そして、一般的な本人確認の目的で使おうとすると、次のような問題に逢着する場合がある。

- (i) 「住所」が無い（代表例：パスポート）
- (ii) 「読み仮名」が無い（代表例：運転免許証など多数）
- (iii) 「本人画像」が無い（代表例：健康保険証）
- (iv) 「普及率」が低い（代表例：マイナンバーカード）

―― わが国における代表的な本人確認書類の特徴・問題点は、本稿最後の（参考2）参照。

③ 本人確認書類の種類が多く、種類ごとに仕様が異なり、それぞれの普及率が低いことはそれ自体が大きな問題。すなわち、この結果、銀行等の事業者は、多くの顧客の本人確認を行うために、その窓口職員に「多数の種類ごとについて記載したマニュアル」を用意し、それを理解し活用させることが必要となっている。このことは、銀行等に事務・人件費負担を増すとともに、顧客にも時間・金銭的費用の両面で負担を与えている。

Box 3. 旧姓併記

結婚後も夫婦共稼ぎを続けるケースが増え、婚姻後も旧姓使用を継続する者が増えている。こうした状況下でのニーズを反映して、パスポート、マイナンバーカード、運転免許証の「旧姓併記」について、2019年に相次いで進展があった。

それぞれの現状は次の通り。

- ① パスポートは、比較的古くから、その「氏名」欄に「旧姓併記」が可能だったが、「旧姓併記」を申請する際の要件が厳しいなどの問題点が指摘されていた。その後そうした問題点への対応が進み（注）、「旧姓併記」が認められる場合も広がることが決定済。なおパスポートが内蔵するICチップ内の「氏名」については、旧姓の併記が出来ない。

（注）[「衆議院議員河野太郎公式サイト：旧姓併記」（2019.6.21）](#)は、骨子次を記載。

- パスポートは、必要と判断される場合は、旧姓記載が例外的に容認（1959年以降）。
- ただし、外国における旧姓での活動や実績が確認できる書類等の提出を必要だった。
- 今後、戸籍などで旧姓が確認できれば、上記の提出を必要としないように制度を改める。

なお、実際の運用や制度の見直しは[2020年12月に外務省が公表](#)している。それによると2021年4月初以降からの申請分について見直し後の対応に移行する由。

- ② マイナンバーカードは、2019年11月5日からその「氏名」欄に「旧姓併記」が可能となった。ICチップ内の「氏名」にも同様の併記が行われる（[総務省資料](#)）。
- ③ 運転免許証は、2019年12月運転免許証の「氏名」欄に「旧姓併記」が可能となった（[警察庁資料](#)）。ICチップ内の「氏名」にも同様の併記が行われるとのこと。

なお、運転経歴証明書については、鮫洲試験場に問い合わせたところ、「システムが未対応のため、旧姓併記には対応できない」とのことだった。

(2) 海外の事情はさまざま

海外の国・地域における国民や居住者の識別・付番・本人確認などの制度をめぐる事情は、それぞれの国等の歴史的な経緯やそれを踏まえた「中央政府・地方政府の権限・情報の集中・分散についての考え方の違い」等を反映して、さまざまである。紙幅の関係でここでは記載しないが、一定年齢以上の居住者や一定期間以上の滞在者に一律に特定の仕様の国民識別機能を持つカードの保有・携帯を義務付けた例として、Box 4. に香港の例を紹介した。

本稿では上記（1）において、わが国においては本人確認に用いる書類が、多種類存在し、そのそれぞれがさまざまな問題を抱えていることを指摘した。これに対して、海外には、全居住者に1種類の本人確認カードの取得・常時携帯を義務付ける例もあり、そうした地域では、本人確認に伴う負担が軽い、と言える。

また、わが国でも海外でも共通して本人確認についての手続きのデジタル化が進んでいる。このうち、主に海外におけるデジタル化の進展状況については、別稿「[Digital Identity（デジタルID）](#)」を参照（国内については、本稿3. に記載）。

Box 4. 中華人民共和国香港特別行政区（SAR）の例

香港（SAR）は、既に11歳以上の域内の住民や180日以上香港（SAR）に居住する者にHong Kong Identity Cardの取得・常時携帯を義務付けている（[香港（SAR）政府のウェブサイト「Hong Kong Identity Card」](#) 2020.3.19及び[FAQ](#)による）。

住民等が取得しなければならないカードの「仕様」は、時代の変遷・技術進歩とともに、段階的に改訂されており、比較的最近では2018年の11月から新仕様のSmart Identity Cardに移行するとしていた。香港（SAR）政府は、住民等におけるsmart card（ICチップ内蔵のカード）の保有比率も引き上げようとしている。

またDigital ID Systemについても、「electronic personal identity (e-ID) system」の構築プロジェクトが始動済。

(注) [外務省の香港 \(SAR\) についてのウェブサイト](#)によると、その人口や約752万人 (2019年) であり、日本の愛知県の人口に近い。

3. 非対面での本人確認

(1) 2018年11月に追加された3つの方法 (いわゆる「ホ」「へ」「ト」)

わが国の銀行等による「本人確認」の方法は、2019年半ば頃まではその殆どが「アナログ」だった。しかし、「オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法 (注1) の追加」が2018年11月末に認められたこと (注2) をきっかけとし、さらに2020年初以降の新型コロナウイルス感染症の拡大に強く後押しされるかたちで、銀行等が預金口座開設等のための本人確認について、eKYCと呼ばれる方法を使うことが徐々に増えてきている。

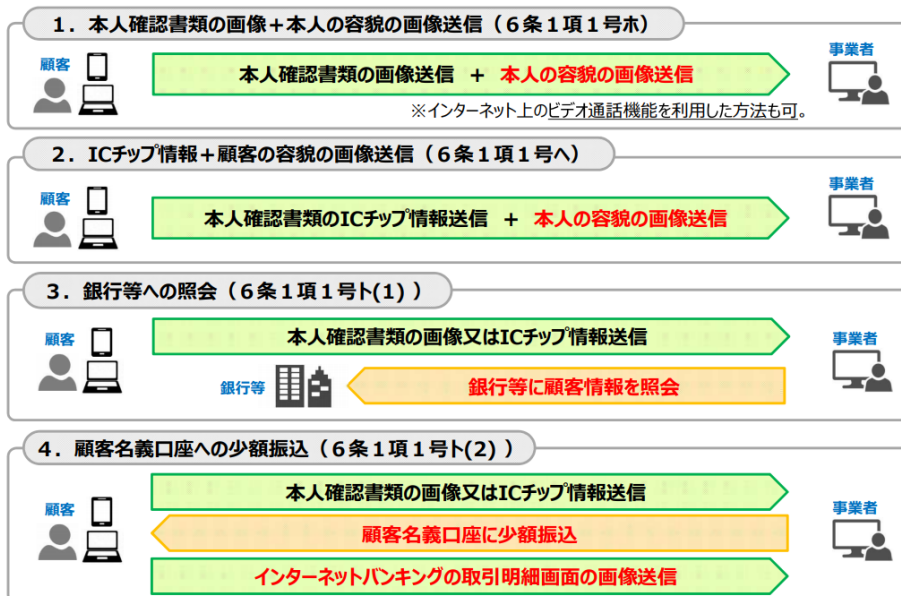
また、「4.」に後述するとおり、政府を中心にマイナンバーカードをめぐる諸制度を改正して、将来的に「公的個人認証サービス」などの利用を増やしていこうとする検討も進められている。今後、銀行等における実務対応としても「脱アナログ＝デジタル化」を積極的に目指すべき状況にある。

(注1) オンラインで簡潔する自然人の本人特定事項の確認方法は、一般的にeKYCと呼ばれる。

(注2) [このときに金融庁が公表したウェブサイト](#)には、次の説明図がLinkにより示されている。

オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。



出典：金融庁ホームページ「「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の公表について」
<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/20181130.html>

この説明図にある「ホ」「へ」「ト (1)」「ト(2)」の各方式の説明は、次の (2) に述べる「ワ」と併せて、本稿最後の (参考3) 参照。

(2) それより以前から存在する方法 (「ワ」)

2018年11月より前から存在した、マイナンバーカードのICチップに記録された電子証明書を送信することにより「公的個人認証サービス」を利用して、顧客が自らの本人確認を銀行等に対して行う方法が存在する。

この電子証明書の送信による「公的個人認証サービス」の利用は、e-tax (電子申告・納税) の際などにも自らの本人性を証明する手段として使われているが、マイナンバーカードの普及率が低かったことなどから、その利用は非常に少なかった。

しかしながら、2020年のコロナ禍の影響で、政府の「デジタルガバメント構築」に向けた動きは加速しており、マイナンバーカードについても、「4.」に後述するとおり、さまざまな改革の推進が検討され始めている。

「公的個人認証サービス」の利用の拡大は、銀行界が希望している税・公金の電子収納拡大に資する面もあり、積極的な取組みが期待される。

(3) 「IC読取方式」(「へ」「ワ」)は「撮影方式」(「ホ」)との比較においてセキュリティ面等で優れる

本稿の問題式は、「非対面取引が増える中で「なりすまし犯罪」のリスクが増大しており、銀行等は「より厳格な本人確認」に注目している」ということであった。

上記「3. (1)と(2)」に挙げたわが国におけるeKYC(オンラインで完結する自然人の本人特定情報の確認)の方法としては、「ホ」「へ」「ト」「ワ」いずれが優れているであろうか。

これらのうち、まず、「ト」は、他の銀行等との連携等が必要になる点で、少し他の3つと異質なところがあり、比較しにくい。このため、「ホ」「へ」「ワ」の比較を行うと、概ね次の表のような結果になる。

| | ホ | へ | ワ |
|--------------|-------------------------------|--------------------------------------|--|
| 便宜的に用いる名称 | 撮影方式 | IC読取方式 | IC読取方式 (公的個人認証サービス利用) |
| 顧客にとっての使いやすさ | 比較的容易 | やや難 運転免許証のIC読取には 暗証番号2組の記憶が必要 | やや難 ①公的個人認証サービスの 仕組みの理解が難しい ②マイナンバーカード保有が必要 |
| 銀行等にとってのコスト | やや難 厚みその他の特徴の 目視チェックが必要 | 優れる 基本的に自動処理で 対応可 | 優れる 基本的に自動処理で 対応可 |
| 対犯罪抵抗力 | やや難 本人確認書類を 受信画像で判断 | 優れる ICチップ内蔵の本人 確認書類の 偽変造は困難 | 優れる ICチップ内蔵のマイ ナンバーカードの偽 変造は困難 |

すなわち、「より厳格な本人確認」という問題意識では、運転免許証等本人確認書類の真正性を「受信した画像によって、『厚みその他の特徴』で確認をする「ホ」にはやや難があり、そこに犯罪者が「なりすまし」を成功させるために付け入る余地が生まれている。また、「目視チェック」が必要であるとされているため、人件費の点でも、やや劣る。言い換えると、「IC読取方式」という共通点をもつ「へ」「ワ」に優位性が認められる。

4. マイナンバーカードをめぐる最近の動き

日本国政府は、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」(以下「マイナンバー制度WG」、または「このWG」と略記する)を昨年(2020年)6月下旬から12月上旬にかけての半年弱で6回開催した(うち5回に、菅首相が出席された)。

このWGは、WGの名称が示す通り「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本的な改善を図ること」を目的として設置されたWGであり、第1回会合では、資料1として次の検討課題が示された。

今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験を踏まえ、緊急時の迅速・確実な給付の実現に向け、マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図ることとし、マイナンバー制度を基盤としたデジタル社会の構築を進める。
このため、以下の課題について早急に検討を行い、年末までに新たな工程表を策定する。その際、できる限り前倒しで取り組むこととし、速やかな実現を図る。

検討課題

- 1 マイナンバーカードの利便性の抜本的向上
- 2 マイナンバーカードの取得促進
- 3 マイナンバー制度の利活用範囲の拡大
- 4 国と地方を通じたデジタル基盤の構築(情報システムの統一・標準化、クラウド活用の促進等)
- 5 マイナンバー制度及びデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

出典：首相官邸ホームページ「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第1回）議事次第」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai1/gijisidai.html

このWGでは、「マイナンバーカード」を用いた「本人確認事務」の今後に影響を与える幾つかの重要な事項が示されたと考えられる。このため、それぞれのポイントごとに、以下(i)まず、制度改正等の銀行等にとっての意義を示し、(ii)次にこのWGの最終（第6回会合）で示された同WG報告（案）のうち、関係する部分を摘記し、(iii)さらにそのポイントについて、第1～5回会合で関係省庁から示された検討の方向性などの資料の重要な頁について、説明を加える。

以下では、次の3点に絞って紹介する。

- (1) 読み仮名・アルファベットの記載（確認できる情報の増加の可能性）
 - (2) マイナンバーカード機能のスマホ搭載（使い勝手向上の可能性）
 - (3) 転居後の住所や改姓後の苗字の還元（「継続的顧客管理」への貢献の可能性）
- (1) 読み仮名・アルファベットの記載（確認できる情報の増加の可能性）

(i) 制度改正等の銀行等にとっての意義

現状、マイナンバーカードも運転免許証も対象とする自然人の「氏名」として漢字及び仮名表示のみでなされる部分の仮名は表示されている。しかし、漢字の「読み仮名」は無い。例えば「中島毅」という漢字名称が確認できた場合でも、その苗字の読みが「なかじま」か「なかしま」か、名の読みが「たけし」か「つよし」か、そのほかの読みかなどは、わからない。

銀行を含む対顧客サービス業では、顧客の名前を「正しく読める」ことは重要である。また、取引開始の際に「読み仮名の申し込み用紙／書式への記入／入力」を顧客に依頼することは、顧客体験上あまり良いことではない。

以上を考えると、マイナンバーカードに対象とする自然人の「氏名」の漢字の読み仮名が記載され、それがデジタルに銀行等に入手できるようになることは、顧客の本人確認の精緻化の観点でも、顧客体験改善の観点でも、望ましいことだと言える。

(ii) 「報告（案）」中の該当部分

5.4 読み仮名の法制化の検討（44～45頁）

【現状】

システムにおける氏名の取扱いにあたり、漢字では処理が難しいため、「カナ氏名」があることが望まれる。もっとも、現在カナ氏名を公証する公簿は存在しない。

【取組方針】

2024年からのマイナンバーカードの海外利用開始にあわせ、公証された氏名の読み仮名（カナ氏名）に基づき、マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるよう、迅速に戸籍における読み仮名（カナ氏名）の法制化を図る。これにより、官民ともに、氏名について、カナ氏名を活用することで、システム処理の正確性・迅速性・効率性を向上させることができる。

(iii) 関係省庁説明資料（このWG第3回会合、2020.9.25資料3、法務省説明資料）、

読み仮名の法制化等の検討

マイナンバー制度及び
国と地方のデジタル基盤抜本改善
ワーキンググループ(第3回)
法務省提出資料

具体的な論点と対応の方向性

■ 現行制度の概要

- ・ 戸籍は、民法に規定される日本国民の親族的身分関係を登録・公証する制度
- ・ 民法・戸籍法に氏の規定はあるが、いわゆる読み仮名の規定はない。
- ・ 出生の届書に「よみかた」を付した様式を標準様式として通達(昭和53年)により定めているが、住民基本台帳事務処理上の利便のために設けているもので、戸籍事務では使用していない。

■ 総論

- ・ 個人の氏名に読み仮名を付することに関して、必要となる法制化の実現を前提として、これに係る課題及びその対応方針を明確にするため、法務省内に研究会を設置する。
- ・ 読み仮名を登録・公証することについて、国民や経済界等のニーズを把握するため、研究会の議論と並行して意向調査(どのような場面で読み仮名を用いるか、登録・公証された読み仮名の変更をどのように認めるか等)を実施する。
- ・ 研究会において抽出された諸課題について議論を深め、令和3年度内を目途に法制化について一定の結論を得る。
- ・ 研究会における検討の結果を踏まえ、法務大臣の諮問機関である法制審議会において令和4年度までを目途に調査審議を実施し、令和6年度を目途に実現を図る。

読み仮名の法制化等の検討の工程表

| 2020年度(令和2年度) | | | 2021年度(令和3年度) | 2022年度(令和4年度) | 2023年度(令和5年度) | 2024年度(令和6年度) | 2025年度(令和7年度) | 2026年度以降(令和8年度以降) |
|---------------|----|-----|-------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------------|
| 7月 | 9月 | 12月 | 2月 | | | | | |
| | | | 研究会における検討 論点整理、意向調査等 | 法制審議会における調査審議 | 法案提出 施行準備 | | | |

■ 個別の論点

- ・ 令和元年の戸籍法改正に先立って論点整理を行った法務省民事局が設置した「戸籍制度に関する研究会」においては、平成29年8月、ふりがなを戸籍の記載事項とすることは課題が多いとされた。具体的な課題は以下のとおりである。
- ① 戸籍に記載する場合に、法的に氏や名の一部となるかを整理する必要がある。
 - ② 字義に全く関係のない読み仮名の取扱いを整理する必要がある。
 - ③ 全国民に一律に読み仮名を付すとした場合には、届出に係る国民の負担が大きく、市区町村の作業量が膨大となることが考えられることから、読み仮名の収集方法について検討する必要がある。
 - ④ 同じ氏の親子や兄弟について異なる氏の読み仮名が届け出られた場合の取扱いを整理する必要がある。
- これらの課題について、法制上・実務上の課題の洗い出しを行い議論を深め、対応方針を提示する。

(筆者注)「②字義に全く関係の読み仮名の取扱い」とあるのが、いわゆる「キラキラネームの問題」である。

出典：首相官邸ホームページ「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ(第3回)議事次第」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dqog/kaizen_wg/dai3/gijisidai.html

(2) マイナンバーカード機能のスマホ搭載（使い勝手向上の可能性）

(i) 制度改正等の銀行等にとっての意義

諸外国（例えばインド、シンガポール、スウェーデン等）をみると、自然人が銀行等との間で本人確認のための手続きを行う際に、「ICチップ内蔵のスマートカード」を使う方式から、「スマホの機能のひとつ」として行う方式に移行しつつある。

わが国においても、財布の中にさまざまなカードがある状態から脱し、「スマホで支払いも本人確認もその他の作業もこなしたい」、「スマホならいつでも身近に持ち歩いている」、「スマホの生体認証機能等を活用することで、面倒なパスワード入力等を可能な限り減らしたい」というユーザーのニーズはあると考えられる。

こうした中で、マイナンバーカードの機能のうち「公的個人認証サービス」に関する部分をスマホ搭載等を含めて抜本的に改善することができたとすると、同サービスを使うユーザーが増えてくるかもしれない。

(ii) 「報告（案）」中の該当部分

3.2 カード機能（公的個人認証サービス）の抜本的改善（スマートフォンへの搭載、クラウド利用、レベルに応じた認証、民間IDとの紐づけ等）（31～32頁）

①マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現

【考え方】

現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要である。この点、マイナンバーカードの機能（電子証明書）をスマートフォンに搭載し、スマートフォンのみで手続を行うことが可能となれば、利用者の利便性は大きく向上する。また、公的個人認証サービスの利用・普及の促進も期待できる。

【取組方針】

マイナンバーカードの機能（電子証明書）をスマートフォンに搭載することについて、2020年度末までに具体的あり方について検討の上、2021年の通常国会に必要な改正法案を提出し、2021年度末までに技術検証・システム設計を行い、2022年度中の実現を目指す。なお、スマートフォンに搭載される電子証明書は、現行のマイナンバーカードに搭載される電子証明書とは別の新たな電子証明書とする。また、スマートフォンからマイナンバーカードによる電子署名により申請でき、役所に赴くことなく発行を受けることができる仕組みとし、広く行政手続等で利用が可能となることを目指す。

また公的個人認証だけでなく、券面入力補助機能など、マイナンバーカードの持つ他の機能についても、関係する国際標準規格との相互運用性の確保などさまざまな課題を整理した上で、これまで以上に優れた UXを目指し、スマートフォンへの搭載方法について検討する。

(iii) 関係省庁説明資料 (このWG第4回会合、2020.11.10、資料2、総務省説明資料)

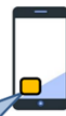
マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載について①

【現状】

- マイナンバーカード読み取り対応スマートフォンの拡大により、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行政手続等を行うことは可能。
- 一方、マイナンバーカードをかざすことなく、スマートフォンのみで手続を行うことはできないところ。

【対応】

公的個人認証法を改正し、マイナンバーカード機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載を可能とする。
⇒ マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことなく電子証明書による本人確認が可能となる。



【これまでの取組】

①マイナンバーカード機能のスマートフォン端末への搭載方法

- ⇒『国際標準に準拠したFeliCaSEチップ』について安全性を確認。ただし、以下のような課題が残されている。
- 電子証明書や秘密鍵の安全な搭載方法、搭載を行う主体、本人確認方法等について検討が必要。
- 搭載されている機種が、Androidの場合、令和元年以降発売の一部端末にとどまり、利用端末の拡大が必要。
※令和元年秋モデルでは、Android端末の約30%に搭載。令和2年秋モデルでは、Android端末の約80%に搭載見込み。



②公的個人認証サービスを活用して発行する民間の認証サービスの登場

民間において、マイナンバーカードの電子証明書により本人確認することで、ソフトウェア上で、新たな電子証明書を発行するサービスが開始
⇒マイナンバーカードをスマートフォンにかざすことなく、一部の行政手続が可能に

※本サービスを法令に基づく行政手続に活用するためには電子署名法に基づく主務大臣認定が必要。
※耐タンパ性のある領域に秘密鍵が保存されておらずセキュリティ上の課題がある。

1

マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載について②

【今後の取組】

(1) マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載に関する検討会

(令和2年11月～ 座長: 手塚悟 慶應義塾大学環境情報学部教授)

- ① 国際標準に準拠したFeliCaSEチップを搭載したAndroid端末の普及拡大が見込まれる状況を踏まえ、FeliCaSEチップへの電子証明書の搭載方法等について技術的検証を行い、制度・運用面の課題を整理。
- ② 公的個人認証サービスを活用して民間事業者が発行する電子証明書の利活用に関する課題と対応を整理。

(2) Android端末への搭載の実現

⇒ 検討会で整理された具体的な実現方法について、システム設計・構築を行い、
令和4年度内にAndroid端末への搭載を目指す。

搭載の実現に必要な制度整備を行うため、次期通常国会に公的個人認証法改正案を提出する方向で検討中。

※iPhone端末への搭載については、実現に向けApple社と交渉を継続。

【スケジュール】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-----------|--------|----------|
| システム整備 | 検討会 | 実証実験 | システム設計 | システム構築 |
| 法整備 | | 公的個人認証法改正 | | スマホ搭載の実現 |

2

出典：首相官邸ホームページ「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ（第4回）議事次第」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai4/gijisidai.html

(3) 転居後の住所や改姓後の苗字の情報の提供（「継続的顧客管理」への貢献の可能性）

(i) 制度改正等の銀行等にとっての意義

本稿「3. (2)」で示したとおり、犯収法施行規則6-1-1ワの規定により、マイナンバーカードのICチップに記録された電子証明書を送信することにより「公的個人認証サービス」を利用して、顧客が自らの本人確認を銀行等に対して行う方法が存在する。

しかしながら、現行の「公的個人認証サービス」では、銀行等がJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）に対して電子証明書が「有効であるかないか」の○×のみを知ることが出来、×の場合に当該顧客の新しい情報（例えば転居後の住所等）はJ-LISから聞き出すことが出来ない（J-LIS内には新しい住所等の情報はある）。

本件は、この点を銀行等及びその顧客にとって便利になるような制度改正を図るものであり、銀行等が現在監督当局から強く求められている「継続的顧客管理」の出発点ともいえる「適時の基本4情報の再確認」のコストを大幅に下げる点で歓迎すべき制度改正である。

(ii) 「報告(案)」中の該当部分

3.4 本人同意に基づく基本4情報等の提供の検討(34頁)

【現状】

マイナンバーカードの署名用電子証明書を業務やサービスにおいて利用する者(署名検証者。行政機関等のみならず民間事業者も含む。)は、J-LISから署名用電子証明書の失効情報の提供を受け、署名用電子証明書の失効の有無及び失効事由を把握することで、顧客等である住民に住所変更等があった旨の情報を得ることはできるが、変更後の住所等を把握するには、別途、署名検証者から住民に対し、変更後の住所等を照会する必要がある。

【取組方針】

J-LISが、住民本人からの同意に基づき、署名検証者の求めに応じ、住民本人の変更後の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)等を署名検証者に提供する仕組みを構築する。これに必要な改正法案を2021年通常国会に提出し、2021年度に政省令等整備、2022年度にサービスを開始する。これにより、署名検証者においては、国民に負担をかけることなく、スピーディかつコストが少なく正確な最新の基本4情報等の取得が可能となり、住民においては、個々の署名検証者に対して住所等の変更手続を行う必要がなくなるため、公的個人認証サービスの利用の促進に寄与する。また、マイナンバーカードの利便性向上にも繋がり、マイナンバーカードの普及に資する。

ただし、銀行等が犯収法施行規則6条1項1号ワの規定に沿って、自らの顧客に対して「マイナンバーカードのICチップに記録された電子証明書を送信することにより「公的個人認証サービス」を利用して、顧客が自らの本人確認を銀行等に対して行う方法」を提供する場合にも、それを実現するための相応の体系的な初期対応のコストやシステム維持のため等の経常コストが必要となる。

それらのコストに見合う便益を生むように誘導するためには、マイナンバーカードの制度の改革だけでなく、より多くの国民が①マイナンバーカードを保有し(あるいはマイナンバーカードの機能を自らのスマホに搭載するようになり)、かつ②「公的個人認証サービス」の利用が広く普及することが望ましい。

(iii) 関係省庁説明資料(このWG第4回会合、2020.11.10、資料2、総務省説明資料)

本人同意に基づく基本4情報等の提供

【現状】

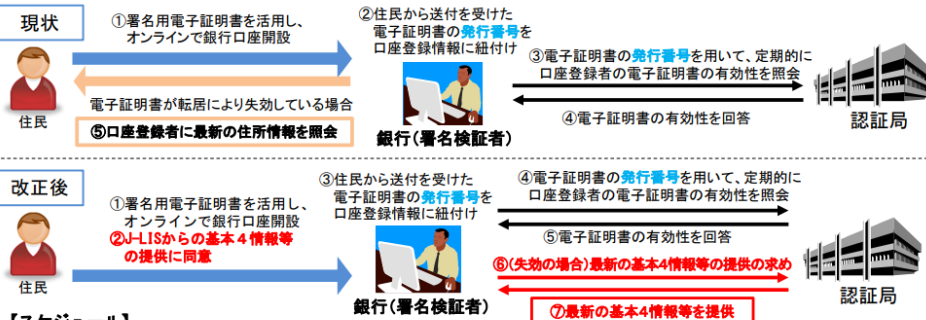
○署名検証者は、認証局(地方公共団体情報システム機構(J-LIS))から、住民に住所変更があった旨の情報を得ることはできるが、住民の最新の住所情報を取得することはできない。

【対応】

○公的個人認証法を改正し、「認証局が、本人の同意に基づき、署名検証者の求めに応じ、署名検証者に対し、本人の最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)等の提供を行う業務」について、同法に位置付ける。

⇒住民においては、個々の銀行等(署名検証者)に対して住所変更手続を行う必要がなくなる。

⇒銀行等(署名検証者)においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報を取得することが可能となる。



【スケジュール】

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-----------|-----------|-------|-------------|
| システム整備 | | システム設計・開発 | | 基本4情報等の提供開始 |
| 法整備 | 公的個人認証法改正 | | | 3 |

出典：首相官邸ホームページ「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ(第4回)議事次第」
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai4/gijisidai.html

以上

(参考1) わが国における本人確認書類の種類

犯罪収益の移転防止に関する法律施行規則7条が「本人確認種類」を規定し、次表のとおり3つのレベルに分けている。

| | |
|------|--|
| レベル1 | <p>①運転免許証、②運転経歴証明書、③在留カード、④特別永住者証明書、⑤マイナンバーカード（個人番号カード）、⑥パスポート（旅券）等（旅券・乗員手帳）、⑦障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、⑧戦傷病者手帳</p> <p>上記のほか、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの</p> <p>—— いわゆる「国際運転免許証」がこれにあたとされる。</p> |
| レベル2 | <p>①国民健康保険・健康保険・船員保険・後期高齢者医療・介護保険の被保険者証、②健康保険日雇特例被保険者手帳、③国家公務員共済組合・地方公務員共済組合の組合員証、④私立学校教職員共済制度の加入者証、⑤国民年金手帳、⑥児童扶養手当証書、⑦特別児童扶養手当証書、⑧母子健康手帳</p> <p>特定取引等を行うための申込み・承諾にかかる書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書</p> |
| レベル3 | <p>①レベル2に記載したものの以外の印鑑登録証明書、②戸籍の謄本・抄本（戸籍の附表の写しが添付されているもの）、③住民票の写し、④住民票の記載事項証明書</p> <p>上記のほか、官公庁から発行され、または発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（マイナンバー法に基づく個人番号の通知カードは含まない）</p> |

本人特定事項の確認の「方法」も非常に細かく定められている。

本人確認書類としての確認力の強さはレベル1>レベル2>レベル3と考えられており、例えばレベル1の本人確認資料であれば1通のみの提示で済むところ、レベル2以下の場合は、「レベル2を2通」または「レベル2の書類1通+レベル3の書類1通の計2通」といった具合である（個々の記述は、イメージを伝える趣旨のものであって、必ずしも厳密な記述ではない）。





この（参考1）のレベル1のうち、代表的と思われる①運転免許証、②運転経歴証明書、⑤マイナンバーカード（個人番号カード）、⑥パスポート（旅券）の4種類について、次の（参考2）においてそれぞれの特徴等を記載する。

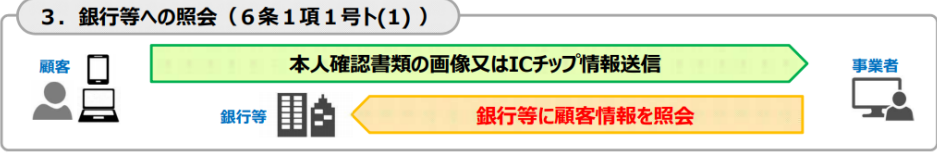
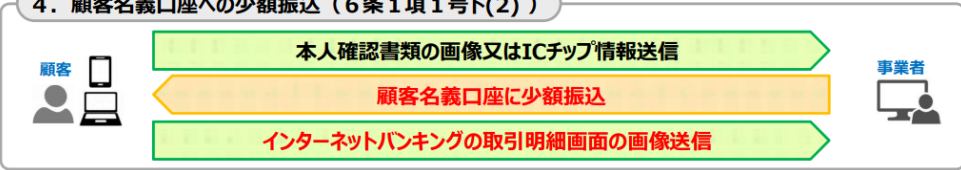
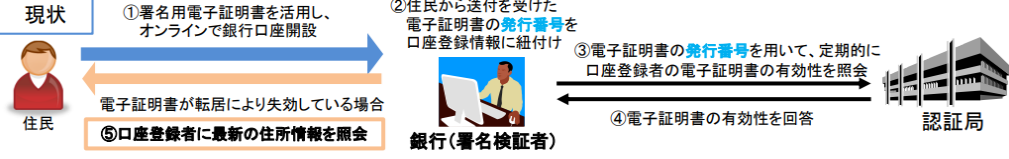
(参考2) わが国における代表的な本人確認書類の特徴等

| 本人確認書類 | 特徴等 |
|---------------------------|---|
| 1. 運転免許証 | <p>特徴：2019年末で8,215万人（「運転免許統計」による）。本人確認書類として、わが国では保有者数が最多。ICチップを内蔵し、その中に「氏名」「生年月日」「住所」「免許証交付年月日」「有効期間」「免許の種類」「免許証番号」「本籍」「顔写真」が記載されている。2019年12月から運転免許証の「氏名」欄に「旧姓併記」が可能となった（警察庁資料）。ICチップ内の「氏名」にも同様の併記が行われるとのこと。</p> <p>留意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①漢字で表記された氏名の「読み」がわからない。このため、KYCフィルタリングに使いにくい。 ②変更後の住所は交番等で「裏面」に当該項番の押印のある記載で目視できるかたちで示すことが出来るが、ICチップ内の「住所」を変更するためには、運転免許センター等に出向く必要がある。このため、ICチップ内の「住所」について、変更が遅れる可能性が高いと思われる。 |
| 2. 運転経歴証明書 | <p>特徴：高齢化と高齢ドライバーによる事故報道の増加等を背景に、年別の交付件数は概ね右肩上りで増えているが、「保有者数」は統計が無く、わからない。</p> <p>留意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①運転免許証と同じく、漢字で表記された氏名の「読み」がわからない。 ②ICチップを内蔵しない。 |
| 3. マイナンバーカード (個人番号カード) | <p>特徴：公的個人認証に使える。ICチップを内蔵。2019年11月5日から個人番号カードの「氏名」欄に「旧姓併記」が可能となる。ICチップ内の「氏名」にも同様の併記が行われる（総務省資料）。</p> <p>留意点：</p> <p><銀行等にとって></p> <ul style="list-style-type: none"> ①保有者数が少ないことが最大の問題。ただ、コロナ禍の中で注目されたことや政府の普及策が一定の効果を上げたことから、2019年11月1日時点人口比14.3%=1,823万枚だった（報道による）ところ、2021年3月末には人口比28.2%=3,590万枚まで増加（報道による）。NHKは、「総務省がQRコード付き申請書の発送を本格的に始めたところ、申請の数が急速に伸び、3月末時点で4,500万件を超え、全人口のおよそ36%になった」と報道している。 ②カード裏面に「マイナンバー」が書かれているが、これは本人及び限られた官公庁等以外が記録に残すことが禁じられており、顧客からコピーをもらった場合には「黒塗り」をする必要がある。 ③運転免許証と同じく、漢字で表記された氏名の「読み」がわからない。 <p><保有者にとって></p> <ul style="list-style-type: none"> ①他人に見られると危ないと広く思われている「マイナンバー」そのものがカード裏面に書かれているため、持ち歩きたくないし、さまざまな用途に使うことに抵抗感がある。 |
| 4. パスポート（旅券） | <p>特徴：ICチップを内蔵。2020年末の有効旅券数は28百万冊弱で、国民の4人に1人程度（「旅券統計」による）。</p> <p>留意点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ①氏名は「アルファベット」のみが印字表記され、漢字表記は「手書きの自署」が漢字でなされていた場合しか分からない。 ②住所を手書きで書き込む「所持人記入欄」はあるが、住所はパスポートの必要記載事項ではない。犯収法上の本人確認書類として使う場合には、本人（顧客）は「所持人記入欄」に記入すべきで、銀行等はその記入を顧客に促す必要がある。なお、外務省のパスポートQ&A14は、「所持人記入欄は、旅券所持人の氏名や現住所等を任意で記入する欄です」と記し、「パスポート」に一般的な本人確認資料としての意義を与えていない。 ③ICチップには「住所」情報は入っていない。 ④以前から旅券の「氏名」欄に「旧姓併記」が可能で、その認められる場合も広がってきているが、ICチップ内の「氏名」については、旧姓の併記が出来ない。 |

(参考3) わが国のeKYCの方式のうち主なもの(「ホ」「へ」「ト」「ワ」) の概要

ホ・へ・ト・ワは犯収法施行規則6条1項1号中の記号。次表内の画像は、[金融庁「オンラインで完結する本人特定事項の確認方法の追加」2018.11.30](#)及びマイナンバー制度WG第4回会合、資料2、総務省説明資料、2020.11.20からの抜粋。

| | |
|-----|---|
| 「ホ」 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">1. 本人確認書類の画像+本人の容貌の画像送信 (6条1項1号ホ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>顧客</p> </div> <div style="text-align: center; border: 2px solid green; padding: 5px; color: white;"> 本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信 </div> <div style="text-align: center;">  <p>事業者</p> </div> </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。</p> <p>出典：金融庁ホームページ https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/01.pdf</p> <p>(i) 顧客は、銀行等が提供するソフトウェアを使用して以下を行う。</p> <p>(ii) 「本人確認書類」(運転免許証等本人の顔写真があるもの)の画像の送信。 注：運転免許証等を斜めの方向から撮影するなどの方法で、銀行等が「その厚みその他の特徴を確認できるように」することが求められている。</p> <p>(iii) 「本人の容貌の画像」(自撮り画像)の送信。 注：「なりすまし」防止のために、(ii)(iii)の画像の撮影の際に、銀行等はその「提供するソフトウェア」によって、本人に「本人確認書類の画像撮影は、この枠内で」「右を向いて」「うなずいて」などの「ランダムな指示」を出して、被写体が自然にそれに応じることが出来ることを確認する仕組み(ライブネスチェック)としている場合が多い。</p> <p>(iv) 銀行等は、(ii)(iii)で送信された画像を踏まえて、本人が本人確認書類で確認できる本人その人であることなどを確認する。 注：運転免許証等の顔写真と自撮り画像の一致の確認(顔認証)は自動処理が認められている。しかし、(ii)により送付される本人確認書類の「厚みその他の特徴」の確認(偽変造された書類ではないと認められることの確認)は、人の目視で行うべきこととされている。この点で、銀行等に人件費負担がかかる。 注：犯罪者が「なりすまし」目的で自分の顔写真を他人の運転免許証に貼り付けるなどの方法で、本人確認書類の偽変造を行う可能性を十分抑止できないとされており、その意味で犯罪抵抗力に若干の難点があるとされる。</p> </div> |
| 「へ」 | <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">2. ICチップ情報+顧客の容貌の画像送信 (6条1項1号へ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>顧客</p> </div> <div style="text-align: center; border: 2px solid green; padding: 5px; color: white;"> 本人確認書類のICチップ情報送信 + 本人の容貌の画像送信 </div> <div style="text-align: center;">  <p>事業者</p> </div> </div> <p>出典：金融庁ホームページ https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/01.pdf</p> <p>(i) 顧客は、銀行等が提供するソフトウェアを使用して以下を行う。</p> <p>(ii) 本人確認書類のICチップに記録された情報(本人の顔写真・氏名・住所・生年月日が分かるもの)をICカードリーダーで読み取ったうえでの当該データの送信。 注：スマホがICカードリーダー機能を標準搭載するケースが増え、ネックのひとつだった「ICカードリーダーを持っていない」という点は大幅に解消された。 ただし、例えば運転免許証のICチップから情報を読み取る際には、運転免許証の交付を受けた際に自分が設定した「4桁の暗証番号2組」を思い出す必要がある。運転免許証の保有者の多くがこれを忘れてしまっていることがもうひとつのネックとなっている。</p> <p>(iii) 「本人の容貌の画像」(自撮り画像)の送信。 注：「なりすまし」防止のために、(iii)の画像の撮影の際に、銀行等はその「提供するソフトウェア」によって、本人に「右を向いて」「うなずいて」などの「ランダムな指示」を出して、被写体が自然にそれに応じることが出来ることを確認する仕組み(ライブネスチェック)としている場合が多い。</p> <p>(iv) 銀行等は、(ii)(iii)で送信された画像を踏まえて、本人が本人確認書類で確認できる本人その人であることなどを確認する。 注：「ホ」と異なり本人確認書類の「厚みその他の特徴」の確認が無い。このため、銀行等にかかる人件費負担が相対的に小さい(殆ど自動処理で対応できる)。 注：本人確認書類のICチップの偽造は困難とされており、「ホ」に比べて犯罪抵抗力に優れる。</p> </div> |

| | |
|-----|--|
| 「ト」 | <p>3. 銀行等への照会（6条1項1号ト(1)）</p>  <p>出典：金融庁ホームページ https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/01.pdf</p> <p>(i) 顧客は、銀行等が提供するソフトウェアを使用して以下を行う。</p> <p>(ii) 次の(a)(b)のいずれかの送信。</p> <p>(a) 「本人確認書類」の画像。</p> <p>(b) 本人確認書類のICチップに記録された情報をICカードリーダーで読み取ったうえでの当該データ。 注：「へ」「ホ」の場合と異なり、当該画像やデータに「顔写真」が含まれていないケースが許容される。</p> <p>(iii) 銀行等が、上記の顧客の同意を得て、他の銀行等が当該顧客の過去に本人確認を終えて記録も保存していることを、何らかの方法で確認し、その記録情報を得る。 注：銀行等が、他の銀行等が特定の顧客について過去に本人確認を終えて記録も保存していて、その情報にいわば「頼る」こととなる。</p> |
| 「ト」 | <p>4. 顧客名義口座への少額振込（6条1項1号ト(2)）</p>  <p>出典：金融庁ホームページ https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20181130/01.pdf</p> <p>(i) 上と同じ。</p> <p>(ii) 上と同じ。</p> <p>(iii) 銀行等が、上記の顧客の同意を得て、当該顧客が別に保有する銀行口座に少額の振込み等を行い、その記録を当該顧客から受け取り確認することで、当該顧客の銀行口座取引の存在を確認。</p> |
| 「ワ」 | <p>現状</p>  <p>出典：マイナンバー制度 WG 第 4 回会合、資料 2、総務省説明資料、2020.11.20 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/dgov/kaizen_wg/dai4/siryou2.pdf</p> <p>(i) 顧客がマイナンバーカードを持っており、同カードのICチップに記録された電子証明書を用いて「公的個人認証サービス」のための処理を行い得ることが前提。その手続きは、概要以下のとおり。</p> <p>(ii) 顧客は、マイナンバーカードのICチップに記録された電子証明書（本人の氏名・住所・生年月日・性別を含む）をICカードリーダーで読み取ったうえで、銀行等に対して当該データを送信。 注：マイナンバーカードのICチップから電子証明書を読み取る際には、マイナンバーカードの交付を受けた際に自分が設定した「英数字6桁以上16桁以下の暗証番号」を思い出す必要がある。</p> <p>(iii) 銀行等は、受信した電子証明書について暗号技術を用いてその真正性を確認。</p> <p>(iv) 銀行等は、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）と連携することにより、顧客から送信を受けた電子証明書が有効であることを確認。</p> <p>(v) 銀行等は、(iii)(iv)の確認が出来た場合、当該顧客から受信した電子証明書が真正かつ現時点で有効であると判断できることから、当該電子証明書に記載された氏名・住所・生年月日・性別の確認とすることができる。 注：この方式も「へ」に似て、銀行等にかかる人件費負担が相対的に小さい（殆ど自動処理で対応できる）。 注：マイナンバーカードのICチップ及びその中の電子証明書の偽造は困難とされており、犯罪抵抗性に優れる。</p> |

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

home.kpmg/jp/regtech

regtech@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降における正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2021 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.